

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例

札幌市道路占用料条例(昭和27年条例第68号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

占用物件		単位	占用料		
			1級地	2級地	3級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,100円		
	第2種電柱		1,600円		
	第3種電柱		2,200円		
	第1種電話柱		950円		
	第2種電話柱		1,500円		
	第3種電話柱		2,100円		
	その他の柱類		95円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9円		
	地下電線その他地下に設ける線類		6円		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	930円		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	570円			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,900円			

	郵便差出箱及び信書便差出箱			800円
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年		1,900円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		40円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		57円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		85円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		170円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		230円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		400円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		570円	
	外径が1メートル以上のもの		1,100円	
	法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,900円	1,400円	950円
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

げる施設	階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額				
	上空に設ける通路		2,700円	2,000円	1,400円		
	地下に設ける通路		1,600円	1,200円	800円		
	その他のもの		1,900円	1,400円	950円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	53円			
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	530円	400円	270円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（広告板を含み、他の区分に該当するものを除く。以下同じ。）	突出看板（表裏2面以上のものに限る。）	表示面積 1平方メートルにつき1年	3,700円	2,800円	1,900円	
		その他のもの		5,300円	4,000円	2,700円	
	添加広告（電柱、電話柱等に添加するものをいう。以下同じ。）	突出添加広告		3,700円	2,800円	1,900円	
		巻付添加広告		1,900円	1,400円	950円	
	可動看板			1個につき1月	640円	480円	320円
	標識	停留所標識		1本につき1年	750円		
		店頭標識		1本につき1年	1,500円	1,100円	750円

広告用旗のぼり		1本につき1月	530円	400円	270円
店頭装飾		その面積1平方メートルにつき1月	530円	400円	270円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,300円	4,000円	2,700円
	その他のもの		2,700円	2,000円	1,400円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	530円	400円	270円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			190円	140円	95円
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額		
その他の工作物、物件及び施設		市長がその都度定める。			

(2) 別表備考5中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占有の期間に係る占有料について適用し、施行日以前の占有の期間に係る占有料については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き占有している占有物件のうち、占有の期間が1年未満であるものの占有料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前から引き続き占有している占有物件であって占有の期間が1年以

上であるもののうち、附則別表の左欄に掲げる区分に該当するものの単位(改正後の別表に規定する単位をいう。)当たりの占用料の額については、平成30年度の占用に係るものに限り、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる額とする。この場合において、札幌市法定外道路条例(平成15年条例第15号)第15条中「別表」とあるのは、「別表及び札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例(平成30年条例第 号)附則別表」と読み替えるものとする。

附則別表

	区分	額
道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1,000円
	第3種電柱	2,100円
	第1種電話柱	940円
	第3種電話柱	2,000円
	路上に設ける変圧器	920円
	地下に設ける変圧器	560円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	790円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	56円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	160円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	220円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	390円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	560円

(理由)

道路占用料を適正な額に改定する等のため、本案を提出する。